

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望	
国民年金法第96条、健康保険法第180条及び厚生年金保険法第86条 なお、サービス法については、当省の所管ではない。	社会保険庁において、国民年金、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収業務を行っている。	3 (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)		社会保険庁においては、業務改革の観点から外部委託の拡大を図るとしており、その一環として、国民年金保険料の徴収業務のうち、納付者情報及び滞り金の処理に係る業務等について、包括的に市場化テストの導入を断行して実施していることとなり、引き続き、その実施を進めていくこととしている。 なお、内閣府所管の下に置かれた社会保険庁の組織のあり方に関する審議会委員の社会保険庁改革のあり方について「最終的(まとめ)」平成17年9月1日において、必要に応じて、年金事務所に特任職員を配置した上で徴収を担わせる業務等については、政府が直接に担う。市場化テストによる業務委託を推進し業務効率化を図ることが必要。段階的については、既に実施済みの全国統一的な導入を図ることとするが、業務改革については、業務の効率化、事業の負担軽減及び利便性を確保した上で実施することとする。国民年金の徴収業務については、納付者情報及び滞り金の処理に係る業務等について、包括的に市場化テストを実施することとする。サービス法の改正については、留意して留意できる事項はない。		:B130001	厚生労働省 法務省	サービス法改正によるサービスの社保庁の徴収業務委託	5069	5069B004	1	個人	4	サービス法改正によるサービスの社保庁の徴収業務委託	注：すでに社保庁の回収業務の市場化テスト試行に関連して、落札サービスの業務の円滑実施の観点から、検討がなされているところ。				
国民年金法第96条、健康保険法第180条及び厚生年金保険法第86条 なお、サービス法については、当省の所管ではない。	社会保険庁において、政府管掌健康保険、厚生年金保険及び国民年金の保険料の徴収業務を行っている。	3 (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)		社会保険庁においては、業務改革の観点から外部委託の拡大を図るとしており、その一環として、国民年金保険料の徴収業務のうち、納付者情報及び滞り金の処理に係る業務等について、包括的に市場化テストの導入を断行して実施していることとなり、引き続き、その実施を進めていくこととしている。 なお、内閣府所管の下に置かれた社会保険庁の組織のあり方に関する審議会委員の社会保険庁改革のあり方について「最終的(まとめ)」平成17年9月1日において、必要に応じて、年金事務所に特任職員を配置した上で徴収を担わせる業務等については、政府が直接に担う。市場化テストによる業務委託を推進し業務効率化を図ることが必要。段階的については、既に実施済みの全国統一的な導入を図ることとするが、業務改革については、業務の効率化、事業の負担軽減及び利便性を確保した上で実施することとする。国民年金の徴収業務については、納付者情報及び滞り金の処理に係る業務等について、包括的に市場化テストを実施することとする。サービス法の改正については、留意して留意できる事項はない。	基本的に、開示できる情報である。 なお、国民年金保険料収納事業に係る市場化テストモデル事業の実施に当たっては、実施方針において、対象事務における現在の納付補助方法、体制や未納者の属性等について開示しているところであり、さらに、落札者に対しては、納付補助業務の実施に必要な未納者情報を提供することとしている。	:B130001	法務省、厚生労働省	社会保険(国民年金、厚生年金、政府健康)の徴収業務の民間委託	5129	5129B001	1	民間企業	1	社会保険(国民年金、厚生年金、政府健康)の徴収業務の民間委託	債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)の特定金銭債権の扱い	債権、回収業務を業とするサービス業者に委託することによる、費用対効果改善			社会保険料、未納延滞管理コストとその成果の開示 未納延滞管理コストとその成果 未納延滞の現行管理システムと延滞管理要員及びその管理体制 【その他要望】 効果的かつ低コストによる未納金回収のための属性情報及び、未納情報の開示レベルとその内容 未納情報の開示範囲
職業能力開発促進法第15条の2第1項第3号、第96条、雇用保険法第63条第1項第1号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第1条第1項第1号	「私のしごと館」は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	4 (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)		独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第102号)に基づき「手続きの」、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		:B130002	厚生労働省	雇用・能力開発機構(私の仕事館)の業務改善と市場化テスト	5070	5070B005	1	個人	5	雇用・能力開発機構(私の仕事館)の業務改善と市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する私の仕事館の業務を改善し市場化テストにかける	・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体 ・業務改善により、無駄な業務の削減が行われそれによる管理コストの削減が期待される ・さらに、議場がテストを行うことによりさらなる人件費の削減や利用者の増加も可能である。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
職業能力開発促進法第15条の2第1項第3号、第9条、雇用保険法第63条第1項第1号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第1条第1項第1号	私のしごと館は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの上、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		:B130002	厚生労働省	私のしごと館、運営事業	5130	5130B018	1	民間企業	18	私のしごと館、運営事業	現在、独立行政法人雇用能力開発機構が実施している「私のしごと館」の運営を民間に開放し、効率化と業務内容の見直しを図る	本施設は主として若年者が自主的に職業生活を設計し、それに基づく訓練等を受けられるよう支援・援助を行い、網羅的かつ体系的な職業指導等を行うことを目指して設置された体験型施設だが、支援的業務の比重は低く、また職業体験についても現行の内容ではその期待のものとなりやすく、継続した取り組みが重要な若年者の職業意識啓発につき、網羅的かつ体系的な運営に基づいて本事業性を高める必要があると見なされ、掲載の前でも効果的な運営がなされているとはいえず、市場化が主となることで、運営の効率化と業務内容の見直しを図ることが望ましい。	民間のノウハウを活かした業務内容改善と充実したキャリア教育の実施	
国民年金法第9条第2条から第9条の3まで及び第9条	国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行個人代理店で現金により納付することとされている。また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。	b		クレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるとコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。		:B130003	厚生労働省	国民年金の支払(納付)代行業務	5078	5078B012	1	株式会社セゾ	12	国民年金の支払(納付)代行業務	国民年金のクレジットカード決済での支払の許可	国民年金の未納者対策は急務となっている。未納の原因は年金制度への不安感、支払手続きの煩雑さ、催告など存在している。特に学生など若年者に対してホームページ上での簡便なオンライン支払いができれば効果は大きい。支払者にとっては支払い方法を柔軟にできることで利便性が向上する。クレジットカードでは口座振替前倒しで継続支払いが選択できるため、支払者の負担を軽減させることができる。また、支払者の負担を軽減させることで、カード決済の利便性を向上させる。カード決済の利便性を向上させることで、国民年金の納付率を向上させる。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。	厚生労働省の電子申請システムなどのホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども申請時に受け付ける。年金番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金も確認するのめ、オンラインによる現金の手間も軽減できる。サービスインの決済のため受付窓口における入金によりカード手数料負担を上回る納付率が期待できる。	
国民年金法第9条第2条から第9条の3まで及び第9条	国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行個人代理店で現金により納付することとされている。また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。	b		国民年金保険料のクレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるとコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。クレジットカード決済を行えるようにするためには、クレジットカード決済を行うための決済システムを構築する必要がある。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。		:B130003	厚生労働省	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	5103	5103B008	1	株式会社オーエムシーカード	8	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	社会保険庁所管の各種保険料のカード決済を導入することにより、徴収業務の効率化と徴収率の向上が図れるとともに、納付者の利便性も向上する。		
国民年金法第9条第2条から第9条の3まで及び第9条	国民年金保険料は国庫金であり、日本銀行又は日本銀行個人代理店で現金により納付することとされている。また、上記以外での納付を可能とするために納付受託制度を設けコンビニエンスストア等による納付も可能となっており、さらにインターネットバンキング等を利用した電子納付も可能となっている。	b		国民年金保険料のクレジットカードによる納付については、納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、法的整理の必要性や当該事業にかかるとコスト等の問題を含め、関係省庁と協議の上、検討を進めていくこととしている。クレジットカード決済を行うための決済システムを構築する必要がある。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。また、国民年金の納付率を向上させることで、国民年金の持続性を確保する。		:B130003	厚生労働省	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	5103	5103B008	1	株式会社オーエムシーカード	8	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	国民年金保険料、国民医療保険料、介護保険料のカード決済	社会保険庁所管の各種保険料のカード決済を導入することにより、徴収業務の効率化と徴収率の向上が図れるとともに、納付者の利便性も向上する。		







該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
'制度の現状,を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の促進等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		人材銀行については、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの行う職業紹介事業については、セーフティネットとして規定される。また、現行の職業紹介事業は、地域事情を勘案し、公共職業安定所それぞれが管轄を確保するといったことが難しい状況にあります。一方で、各ハローワークでホームページを作成している状況であり、施設と労働者の立会いが難しい状況であるようです。同じことを別々にやるのではなく、同じことは一括によって、それぞれの独立性を確保する形になるか考えてみます。例えば、委託形態(業務委託)で委託した場合は、窓口対応方法の必要ハローワーク制の活用目的別対応付など、利用者の利便性第一に考えたユーザーオリエンテッドな施策の実施も見込まれるかと存じます。ハローワークの利用者サイドに立った運営をすることにより、職業相談窓口の混雑緩和と利便性の向上が図られ、結果として利用者の満足とマッチング率の向上、改善につながります。	'措置の概要,において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	:B130010	厚生労働省	下部組織である'人材銀行,を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	5037	5037B004	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	4	下部組織である'人材銀行,を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介、職業相談事業	職業紹介、職業相談、人材銀行関連業務、求人受理・連絡、求人配付、事業所情報の収集などあらゆる年齢層の職業相談・紹介業務(日雇い労働者、障害者等の特別援助者の職業相談・紹介を除く)。	民間開放される対象事業部門については、民間を長とし、そのもとで業務執行ができるようお願いいたします。そのためには公共職業安定所業務の引き直しと、業務執行を行う分野が(例えば、日雇い労働者は 部門、特別援助者は 部門、一般求職者は民間(現在は一般求職者も、45歳未満と応援以上で対応部門が分かれている)というように)、さっくりと区分された組織であることが必要と考えます。それらを可能とするような規制緩和・規制改革を進めていただければ幸いです。	
'制度の現状,を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の促進等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		就職サポートセンターについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第8号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要があります。		:B130011	厚生労働省	下部組織である'就職サポートセンター,の職業相談事業、及び雇用開発事業	5037	5037B005	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	5	下部組織である'就職サポートセンター,の職業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介事業のうち、就職サポートセンターに関する業務	職業相談・紹介業務(日雇い労働者、障害者等の特別援助者の職業相談・紹介を除く)。	年齢が若い層の失業率が高く、利用者が多いため相談を受けにくいという問題を有しております。これを克服する年齢層の若い層に重点を対した、相談のため方を対面だけでなく様々な方法を導入すれば、意向性が定まらぬままに帰ることも相談施設としての機能の改善が図り得ると考えます。各ハローワークの下部組織としてこの問題を解決できないという問題を抱えているのでは、就職サポートセンターをその代表者とする委員会の様な組織をつくり就職サポートセンター全体の活動をはじめとして効率化が進み、利用者層とマッチングの向上につながるかと存じます。	
'制度の現状,を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の促進等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ヤングハローワークについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障やILO第8号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要があります。		:B130012	厚生労働省	下部組織である'ヤングハローワーク事業,を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	5037	5037B006	1	株式会社パソナ 株式会社パソナキャリアアセット	6	下部組織である'ヤングハローワーク事業,を含む職業相談事業、及び雇用開発事業	公共職業安定所が実施している職業紹介事業のうち、ヤングハローワークに関する業務	若年層の失業率が高いところから利用者が多く、相談を受けにくいという問題を有しており、これを克服する年齢層の若い層に重点を対した、相談のため方を対面だけでなく様々な方法を導入すれば、意向性が定まらぬままに帰ることも相談施設としての機能の改善が図り得ると考えます。各ハローワークの下部組織としてこの問題を解決できないという問題を抱えているのでは、就職サポートセンターをその代表者とする委員会の様な組織をつくりヤングハローワーク全体の活動をはじめとして効率化が進み、利用者層とマッチングの向上につながるかと存じます。		











市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	「制度の現状」を参照されたい。	c		キャリア交流プラザ事業については、中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を登録制により対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経歴交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るため、全国15か所で開催しているところである。このうち5か所については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上をめざしていく観点から、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関する事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう公設民営方式を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とし、本年6月より実施しているところである。		:B130025	厚生労働省	キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象地域拡大	5068	5068B003		1個人	3	キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象地域拡大	市場化テストのモデル事業対象であるキャリア交流プラザ事業の対象地域拡大	すでに「キャリア交流プラザ」はモデル事業として市場化テストが実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられる。したがって、対象地域を拡大して、より多くの成果を得ていくことが妥当であるため	基本的には、モデル事業と同様。ただし、モデル事業の実施において課題解決に向けた方策を実施することとする	
	「制度の現状」を参照されたい。	e		若年版キャリア交流プラザについては、的確・円滑な就職のための支援の必要性が高い若年求職者を対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経歴交流、キャリアコンサルティング等職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関する事業を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るため、全国1か所で開催しているところである。この1か所については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上をめざしていく観点から、求職者に対して無料の職業紹介業務を含む一連の幅広い就職支援に関する事業を行う施設として、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう公設民営方式を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とし、本年6月より実施しているところである。		:B130026	厚生労働省	若年版キャリア交流プラザの市場化テスト対象地域拡大	5068	5068B004		1個人	4	若年版キャリア交流プラザ事業の市場化テスト対象地域拡大	市場化テストのモデル事業対象である若年版キャリア交流プラザ事業の対象地域拡大	すでに「若年版キャリア交流プラザ」はモデル事業として市場化テストが実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられる。したがって、対象地域を拡大して、より多くの成果を得ていくことが妥当であるため	基本的には、モデル事業と同様。ただし、モデル事業の実施において課題解決に向けた方策を実施することとする	
	「制度の現状」を参照されたい。	c		依然求人情勢が厳しい地域にあって求人量的に確保するための求人開拓については、平成17年度全国17地域で実施しているところであるが、このうち3地域については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上をめざしていく観点から、市場化テスト(モデル事業)の対象とし、本年6月より実施しているところである。	求人の量的確保を図るための求人開拓事業については、本年6月より1年間市場化テストのモデル事業の対象としているところであるが、まずは現行3地域のモデル事業を集中的に実施し、的確な実績評価を行った上で、実施地域の拡大や事業の適否等について判断する必要があるため、現時点において対象地域の拡大を行うことは適当でない。	:B130027	厚生労働省	求人開拓事業の市場化テスト対象地域拡大	5068	5068B005		1個人	5	求人開拓事業の市場化テスト対象地域拡大	市場化テストのモデル事業対象である求人開拓事業の対象地域拡大	すでに「求人開拓事業」はモデル事業として市場化テストが実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられる。したがって、対象地域を拡大して、より多くの成果を得ていくことが妥当であるため	基本的には、モデル事業と同様。ただし、モデル事業の実施において課題解決に向けた方策を実施することとする	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
独立行政法人通則法第35条	独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うこととされている。	c		国立病院機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第113号)に基づき(手続の下、両法人の業務を統合する検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。 なお、国立病院機構の業務については、既にか米窓口業務、清掃業務など、可能な業務は既に民間に委託しているところである。 労働者健康福祉機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第113号)に基づき(手続の下、両法人の業務を統合する検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。 なお、労働者健康福祉機構の病院における業務については、既にか米窓口業務、清掃業務など、可能な業務は既に民間に委託しているところである。		:B130028	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	5068	5068B010		1個人	10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人・独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管、経営する病院の市場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営しているが、民間法人によっても経営されているため、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	行政機関が所管・経営する病院に対して、市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	
国民年金法第96条	社会保険庁において、国民年金の保険料の徴収業務を行っている。	3 (現在、実施している市場化テストのモデル事業を引き続き実施)		社会保険庁においては、業務効率化の観点から外部委託の拡大を図ることとしており、その一環として、国民年金保険料の収納業務のうち、納付補助業務及び保険料の納付受託業務等について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施している。引き続き、その実施を進めていくこととしている。		:B130029	厚生労働省、 総務省	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	5069	5069B003		1個人	3	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	社会保険庁の徴収業務、およびNHKの受信料徴収業務について、社会保険庁、NHKがそれぞれ、同業務に対して市場化テストを実施するもの。	社会保険料、NHKの受信料とも、その納入は義務であり、各組織のスタッフが徴収に向いていることであるが、一人で両方について督促がかけられれば、合理的な回収が可能であると考えられる。	社会保険庁の徴収業務、NHKの受信料徴収業務	
	一部外部委託	c/d		運転手職員退職後の不補充の方針に基づき、運転手職員退職後は順次、民間委託に移行している。ただし、不規則・緊急な業務・事態に対応する必要があること等に、すべてを民間委託とすることはできない。		:B130030	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007		1個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容と異なることから、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に至って提供されている公用車サービス	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
		d		競争入札を希望する業者の資格審査登録業務、省庁別財務諸表の作成業務等の財務・経理・購買業務、語学研修等の人事業務、厚生労働省ネットワークシステム等情報システムの保守・管理業務、厚生労働省ホームページの掲載等の広報業務について民間委託を行っているところであり、既に民間開放済みである。		:B130031	全府省	バックオフィス業務の民間委託	5069	5069B009	1	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務は共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費発生、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出しこれらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 2.業務の効率化 3.業務のサービスレベル向上 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政庁立憲などの業務を特化することができる。 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政庁立憲などの業務を特化することができる。 バックオフィス系の業務の効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政庁立憲などの業務を特化することができる。	
職業能力開発促進法第27条第3項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発総合大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		:B130032	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発総合大学校)全体の市場化テスト	5070	5070B001	1	個人	1	雇用・能力開発機構(職業能力開発総合大学校)全体の市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発総合大学校全体の市場化テストにかける	・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・当該施設の稼働率は民間の研究関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者等の募集方法、研修内容等が民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。 ・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。 ・職業訓練と紹介が一体的に運営されており、なかなか職に結びつかない	市場化テストにかける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。 ・民間に当該業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる ・民間の研究ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるといふ効果が上がる ・適切なマッチングの件数が増加する	
職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。	c	-	独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		:B130033	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発大学校(10箇所))の市場化テスト	5070	5070B002	1	個人	2	雇用・能力開発機構(職業能力開発大学校(10箇所))の市場化テスト	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発大学校全体の市場化テストにかける	・現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。 ・当該施設の稼働率は民間の研究関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者等の募集方法、研修内容等が民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。 ・事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。 ・職業訓練と紹介が一体的に運営されており、なかなか職に結びつかない	市場化テストにかける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り出しそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。 ・民間に当該業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる ・民間の研究ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるといふ効果が上がる ・適切なマッチングの件数が増加する	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発短期大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。			独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決すべきである。		B130034	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発短期大学校(1箇所))	5070	5070B003		1個人	3	雇用・能力開発機構(職業能力開発短期大学校(1箇所))	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発短期大学校全体の業務を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。</li> <li>当該校の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等が民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。</li> <li>事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。</li> <li>職業訓練と紹介が一体的に運営されており、なかなか職に結びつかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストにかける際には、大工などの技能系とIT等のビジネス系で業務を切り分けそれぞれにおいて市場化テストを行うようにする。また、包括的な受注もできるようにしておくことが望ましい。</li> <li>民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が見られる。</li> <li>多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる。</li> <li>民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるという効果がある。</li> <li>適切なマッチングの件数が増加する</li> </ul>	
職業能力開発促進法第16条第1項、第96条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号	職業能力開発促進センターは独立行政法人雇用・能力開発機構が設置及び管理運営を行っている。			独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決すべきである。		B130035	厚生労働省	雇用・能力開発機構(職業能力開発促進センター(62箇所))	5070	5070B004		1個人	4	雇用・能力開発機構(職業能力開発促進センター(62箇所))	雇用・能力開発機構が運営する職業能力開発促進センターの業務を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の運営では、稼働率が低く高コスト体質になっている。</li> <li>当該校の業務は民間の研修関連企業や人材紹介会社でも実施している事業であり、その運営方法や利用者の募集方法、研修内容等が民間企業の方がノウハウを有していると考えられる。</li> <li>事業運営の効率性という点からも厳しい競争にさらされている民間企業の方が高いレベルにあると考えられる。</li> <li>職業訓練と紹介が一体的に運営されており、なかなか職に結びつかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が見られる。</li> <li>多くの人に活用のチャンスが与えられるようになる。</li> <li>民間の研修ノウハウを活用することで利用者の能力を向上させるという効果がある。</li> <li>適切なマッチングの件数が増加する</li> </ul>	
	独立行政法人労働政策研究・研修機構は、独立行政法人労働政策研究・研修機構法に基づき、労働政策についての総合的な調査及び研究、厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修等を行っている。			独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成18年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、同法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決すべきである。		B130036	厚生労働省	労働政策研究・研修機構における調査研究、研修等の市場化テスト	5070	5070B008		1個人	8	労働政策研究・研修機構における調査研究、研修等の市場化テスト	労働政策に関する研究・調査・研修の業務を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人が行っている、調査や研究の業務はラングダウンやリサーチ会社、研修会社などの企業においても提供している業務であることから、民間の創意工夫やコスト管理の手法を導入する余地があると考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間委託することにより、業務が効率化されコストダウンできる</li> <li>採算性の考え方が徹底されることで無駄な支出・研究が削減され意味のある調査・研究に集中できる</li> <li>民間のノウハウを活用することで研修の効果の向上が期待できる</li> </ul>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の趣意内容	その他・要望
医療法第39条	病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しとする社団又は財団は法人とすることができる。	e		提案の趣旨が不明であるが、医療法第39条に規定する医療法人は、民間の法人であり、市場化テストの対象とすることはできない。		B130037	厚生労働省、総務省	病院運営の市場化テスト	5070	5070B018	1個人	18	病院運営の市場化テスト	病院運営の主体に民間も加える	現在、医療法39条により、病院運営を民間事業者は行うことができない。しかし、民間事業者はサービス提供という観点から、民間事業者の施設管理や継続サービス、品質管理などのノウハウを活用の考えも生かす。そのため、民間事業者にも開放することでサービスの改善を図る。	1.利用者にとってのサービス・品質の向上 2.病院運営に、民間の創意工夫を活用することにより食事の向上や受付方法の向上、待合時間の短縮等の向上が見込める 3.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。		
'制度の現状を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ヤングハローワーク及びヤングワークプラザについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障や10第8号条約を遵守する観点から、全国的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。	'措置の概要、において述べたとおり、当該業務を市場化テストの対象とすることはできない。	B130038	厚生労働省	ヤングハローワーク運営事業	5073	5073B001	1株式会社リクルート	1	ヤングハローワーク運営事業	厚生労働省が設置、運営する公共職業安定所のうち、大都市圏におけるヤングハローワーク、ヤングワークプラザ、の若年者向け職業紹介施設の一括運営。(たとえば、現在、東京都渋谷区にあるヤングハローワークの運営を一括して行うこと。)	厚生労働省は現在、ヤングハローワーク、ヤングワークプラザが若年者向け公共職業安定所に加えて、地方公共団体が設置する「ジョブカフェ」において若年者向けの職業紹介事業を行っているほか、雇用・能力開発機構等を通じてヤング・ジョブポットへの運営を行っている。また、勤労青少年ホームにおいてキャリア形成支援事業を実施するなど、若年者向けの就業支援施策は多岐にわたる。これらの事業はそもそも目的や歴史的経緯が異なるため、目的や歴史的経緯が異なる理由から重複する部分があったり、一部重複したりするなどの問題も生じている。将来的には、若年者に対する就業支援施設として、厚生労働省が大都市圏に設置しているヤングハローワークの運営を一括して民間に任せ、民間が得意とするキャリアカウンセリング等も活用しながら、効率的で成果の上がる就業支援を行う必要があると考える。なお、若年者の中には、将来的に公的支援が受けられず、民間のサービス(事業主等は個人等による受益者負担)により運営できる可能性がある層が一定の割合で存在するものと思われる。	市場化テストの事業実施中は公共職業安定所が、若年者向け職業紹介の業務を行うことと考える。若年者向け職業紹介の業務は、民間事業者の手によって主体的に行う観点から、少なくとも以下の措置が必要と考える。なお、現在の施設および設備、職員等はそのまま民間事業者が使用することを前提とする。 ・ヤングハローワークは「概ね30歳未満の若年者を対象としており、それ以外の求職者には同じ地域にある公共職業安定所がサービスを提供していることから、同一地域にある公共職業安定所と互いの求職者をスムーズに案内できるような協力関係のもとに運営する。 ・ヤングハローワークにおいても4週間以内の失業認定を行うため、認定業務が簡便である場合には、必要に応じて公共職業安定所の職員を若干名配置する。 ・公共職業安定所が持つ求人情報の全国的なネットワークを維持し、ヤングハローワーク等においても「総合的な求人情報」等の情報を民間事業者が使用できるようにする。 ・その他、公共職業安定所が全国一律に提供しているサービスについても同様、民間事業者が使用できることとする。		
国民健康保険法第80条の2 国民健康保険法第80条の2の規定に基づき厚生労働大臣の指定する市町村の指定について	被保険者の利益に資するため、厚生労働大臣の指定を受けた市町村における保険料収納事務については、コンビニエンスストア等に委託することができることとしている。	b		国民健康保険料の収納に関しては、被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村において、収入の確保及び被保険者の利益の増進に資すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができることとなっているが、現在のところ、クレジット決済による立替払いについては想定していない。クレジット決済による立替払いについては、その必要性、有益性等を十分に検討する必要があることから研究会立ち上げたところであり、検討を行ってまいりたい。		B130039	厚生労働省	国民健康保険の支払(納付)代行業務	5078	5078B011	1株式会社ゼロ	11	国民健康保険の支払(納付)代行業務	国民健康保険のクレジット決済での支払の許可	現状では口座振替や役所・銀行・郵便局での窓口支払が認められている。新たな支払手段としてオンラインによるクレジット決済やスマートフォン利用により、個人に支払を依頼する。毎月自動継続支払なども申請時に払書によって支払い方法を選択できることとする。クレジット決済による支払いと同様に継続支払が選択できるため収入確保も軽減される。カード会社からの入金確認も不要である。オンラインでの決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設定も不要である。			





該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	失業等給付受給者に対するセミナーなどについては、既に民間に委託し、業務を実施いただいているところである。	d		現在、ハローワークで行っている各種セミナーについては、既に民間講師の活用、民間委託の推進等を行っているところである。	措置の概要、において述べたとおり、当該業務は既に民間に委託し、業務を実施いただいているところである。	:B130043	厚生労働省	各種セミナーの講義	5086	5086B004	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン㈱	4	各種セミナーの講義	ハローワーク前で開催している再就職の方に対する各種セミナー講師及び中小企業向け人事、社内研修等についてのコンサルティング提案業務 永年の業務により蓄積した再就職支援活動に対するノウハウ等を講義 人事コンサルティング業務経験の活用	提案理由 再就職支援、人事コンサルティング業務特になし、 経験のハローワーク取での活用		講座開設内容及び頻度
雇用保険法施行規則第115条第4号	地域の経済や雇用動向を踏まえ、企業の人材受入れ・送付情報収集し、必要とする企業に情報提供するなど出向・移籍の支援を推奨し、「失業なき労働移動」の実現を図り、また、在職者個人に対する相談等の支援を行っている。	c		政府が管掌する雇用保険事業については、事業の性質等にかかわらず、当該事業の内容に専門性を有する団体が実施した方が効果的であり、かつ、当該団体が公益性を有し、その事業を適切に実施すること認められる場合には、法令(雇用保険法施行規則)に基づき、国が当該団体を指定し、事業を行わせているところであり、財団法人産業雇用安定センターは、まさにこうした考えに基づき指定された法人である。 具体的には、同センターは、出向等を通じた産業界や企業の労働移動の円滑な進捗の促進を目的として、出向等に係る情報収集・提供、相談等を行う専門かつ公益的な機関として設立された法人であり、多くの民間企業出身の職員が在籍していることから、同法人が失業なき労働移動の実現に向けた事業を行うことは最も適切かつ効果的である。 こうしたことから、本事業を別主体に行わせることは不適当であり、市場化テストの対象にはならない。		:B130044	厚生労働省	財団法人産業雇用安定センターが行っている出向・移籍支援事業/在職者職業紹介事業	5086	5086B007	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン㈱	7	財団法人産業雇用安定センターが行っている出向・移籍支援事業/在職者職業紹介事業	「現在、財団法人産業雇用安定センターが実施している出向・移籍支援事業/在職者職業紹介事業」の民間開放提案 提案業務 出向・移籍支援事業 ・ご連絡いただいた企業への訪問・受入れ、送出しの希望条件等の確認、登録 ニーズに応じた求人情報、求職情報の提供 マッチング(出向・移籍の相談、仲介) 出向・移籍の成立 在職者職業紹介事業 ・転職希望者の相談対応 ・求職の申し込み受付 ・カウンセリングの実施 ・求人企業の紹介 ・選考面接、転職成立	同行の出向・移籍支援事業/在職者職業紹介事業を民間のノウハウを持って効率的に実施することも可能と考えるため *当社が再就職支援事業で培ってきたノウハウを活かせると考えています。	競争条件 ・コスト面、サービス内容による競争 現在産業雇用安定センターが行っている詳細の業務内容、業務実施にあたってのコスト、組織、人員	
	本事業は国の指示を受けて、高齢協会が実施しているものである。要望事項である、民間委託対象者のリストのとりまとめ、整理については、対象者の選定を行うハローワークが実施している。再就職活動状況報告については、委託費の支給手続きの一部であることから、委託費の支給事務を行う高齢協会に対して、委託事業者が委託契約により定められた様式で報告することになっている。 対象者からの苦情・クレーム対応については、その内容によって委託事業者が助言・指導を行うことが必要になることから、ハローワークと高齢協会が連携して対応している。	c		提案のあった業務については、長期失業者の就職支援業務を民間委託するための管理業務であり、複数の委託先の事業者間の公平性が求められることから、これを民間委託の対象とすることは不適当である。		:B130045	厚生労働省	長期失業者再就職に係る民間委託事務業務	5086	5086B008	1	グッドウィル・グループ ヒュー・マネジメント・ジャパン㈱	8	長期失業者再就職に係る民間委託事務業務	長期失業者について、ハローワーク前から民間再就職支援会社へ業務委託される際に行なわれる事務業務について民間開放提案 (現在は、高齢者雇用開発協会が運営) 提案業務 ・民間委託対象者リストの取りまとめ、整理、再就職活動状況報告書等の取りまとめ、対象者からの苦情・クレーム対応窓口	提案理由 ・再就職支援業務ノウハウの活用 拡大	特になし	高齢者雇用開発協会が行なっている詳細業務内容とそれに係る労力、スキル

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
		d		競争入札を希望する業者の資格審査登録業務、省庁別財務諸表の作成業務等の財務・経理・購買業務、造学研修等の人事業務、厚生労働省クラウドワークシステム等情報システムの保守・管理業務、厚生労働省ホームページの掲載等の広報業務について民間委託を行っているところであり、既に民間開放済みである。 なお、御提案の内容については、上記のとおりに必要に応じて外部委託を行っており、また、庁舎スペース確保等の問題もあることから、特段必要ないものと考えている。 内閣府市場化テスト推進室に回答内容を確認したところ、バックオフィス業務における民間開放可能性について回答いただきたいとのこと。		:B130046	全国省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	皆部門に共通して存在し、現状多くの工務を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当該業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来的目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を促すため、「官民競争」ではなく「官民協働」によるアウトソース事業の推進を目的とし、部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る所の担当窓口が存在できなかったため、今回の枠組みで営業致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	別途添付資料があり、その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)
'制度の現状'を参照されたい。	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		ハローワークが「ハローワーク」以外の民間委託事業については、以下のとおり、市場化テスト対象とするには認められていない。 ハローワークの公益性は、他の労働者保護の観点から、公益的であると認められるべきである。市場化テストの対象となる業務については、公益的であると認められるべきである。 雇用調整助成金は職業紹介と一体的に行うことで、効果的な活用が期待される。職業紹介と一体的に行うことで、効果的な活用が期待される。 職業安定法第5条第3号において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。		:B130047	厚生労働省	職業紹介業務(ハローワーク)の民間開放	5093	5093B003	1	大阪商工会議所	3	職業紹介業務(ハローワーク)の民間開放	職業紹介業務を市場化テストに付し、民間ノウハウを導入する方策を探る。	・職業安定法の改正で、昨年3月から地方自治体にも無料職業紹介が解禁され、近畿では5つの自治体が取り組んでいる。 ・その結果、専ら経費の決まった人数が多いのは民間委託をした京都府、関係団体への委託が前年で行った他の自治体と大きく差が広がった。 ・これに鑑み、国においても、就職決定率を押し上げ、実績を上げるため、民間開放を進めたい。		
検疫法	検疫感染症の病原体が国内に侵入することを防止することを目的として、入国者に対し質問、診察、検査等を行い、その結果に応じ隔離、停留等、必要措置をとることとしている。	b		'規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)。(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、検疫業務が国民の身体、財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であることを踏まえて、民間委託を行う業務について検討を行った。その結果、検疫法第27条第1項及び第2項の海外における検疫感染症の発生状況等に関する情報収集及び提供に関する業務について、平成18年度からの民間への委託が可能となるよう準備を進めているところである。		:B130048	財務省 法務省 厚生労働省	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	5093	5093B007	1	大阪商工会議所	7	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	CIQのうち、民間開放可能な部分を切り出し、一定の入国者業務の範囲に柔軟に対応できる民間の強みを導入する。	・わが国のグローバル化が進むなか、国境を越えた人の移動が年々活発化している。しかしながら、わが国の空港では、ビーク時に国際ゲートが混みあうなどCIQの体制がもたらしている課題がある。また、近年、日本においてもビジネスシフト(企業等がチャーターする小型機のこと。)の利用がビジネス需要を中心に高まっているが、欧米諸国では専用ターミナルを設けて、そこでCIQの審査をするのが一般的。 ・CIQは、日本の空港の国際競争力を強化するため、より一層の体制強化が望まれる。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	その他・要望	
地方自治法第243条	地方自治法第243条「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるてはならない。」の規定から、公金の徴収及び収納は法律・政令の特別の定めがない限り行えない。																		



該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
国民健康保険法第80条の2	被保険者の便益に資するため、厚生労働大臣の指定を受けた市町村における保険料収納事務については、コンビニエンスストア等に委託することができることとしている。	d		被保険者に関する情報を慎重に保護することを特段の配慮と慎重な取扱をもって十分に確保できるのであれば、公権力の行使にあたらぬ業務や補助的な業務を民間委託することは可能である。具体的には、滞納者への電話催告や自主的な納付を呼びかけることなどが可能な事務として考えられる。又、コールセンター職員を公権力の行使にあたらぬ業務や補助的な業務にあてることができる。		:B130055	総務省、厚生労働省	多機能型コールセンターの設置	5110	5110B004	1	足立区	4	多機能型コールセンターの設置	コールセンターを単なる問合せ機能の充実に留めず、住民ニーズの把握だけでなく、個別な各種の問合せ及び各種の報告・相談、ITの活用により、コールセンターに集約されるよう、関連法規(個人情報保護法、各業務関連)の規定を整備されたい。	複数の組織の共通業務である。住民からの個別な各種の問合せ及び各種の報告・相談、ITの活用により、コールセンターに集約されるよう、関連法規(個人情報保護法、各業務関連)の規定を整備されたい。	総務事務のアウトソーシングによる内部業務プロセスの改革を進めるとともに、その一貫として、コールセンターの有効活用の視点に立ち、業務によっては、個人情報に関する業務についても取扱うことにより、コールセンター業務の幅が広がり、民間活力を生かす確かな拡大と創意工夫を図ることができると見られる。	
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第32条、第36条、第38条、第39条	育児・介護休業法第三十九條の規定により、同法に規定する国が行う業務の一部については、育児・介護休業法第三十八條第一項の規定による指定法人に行わせるものとされており、同法第三十二條に基づき(再就職希望登録者支援事業は、指定法人である(財)21世紀職業財団が行っているところである。	c		育児等による離職者が、その意欲と能力を生かして再び働くことができるようにすることは、当該離職者にとって重要であるのみならず、労働力人口が減少していく中で、雇用・労働政策としても重要であることから、当該離職者が、円滑な再就職を図ることができるよう、各種事業を実施することとしており、その実施に当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第36条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、(財)21世紀職業財団を事業の実施機関として全国一を覆って指定し、必要な事業を行わせているところである。 上記の目的を達成するために、厚生労働大臣が指定する主体でなければ法令上の業務を行わせないこととしているのが同法及び指定法人制度の趣旨であり、(財)21世紀職業財団以外の別主体に再就職希望登録者支援事業を行わせることは、当該趣旨に照らして市場化テストの対象になじまないものである。		:B130056	厚生労働省	育児・介護退職者の再就職支援事業	5130	5130B008	1	民間企業	8	育児・介護退職者の再就職支援事業	現在、財団法人21世紀職業財団が受託、実施している「再就職希望者支援事業」を市場化テストの対象とする	育児・介護休業法第39条第1項により再就職支援事業の指定法人である当該財団が現在は本事業を委託している。当該財団による委託の課題として、「再就職へのプッシュ」、「IT調査」、「介護研修」などが挙げられているが、これらはいずれも既に民間で実施されており、当該財団のみへの補助金制度は廃棄を迫られている。このような事業に年間1億円の税金を投入している現状は効率的であるとは考えず、市場化テストの対象とすることで明確な効果を生むことができると考えられる。また、同様のサービスは民間への委託が既に済んでいるところであり、本事業の場合においてもサービス提供主体を指定法人に限定せず、市場化テストの対象とすることが望ましい。	民間のノウハウを取り入れた女性向け再就職支援事業の効率化と内容の充実	
	女性労働者に対する相談、セミナー、女性労働に関する情報の収集・分析・提供等を通じた女性労働者支援事業を実施している。	d		ご指摘の事業について主体規制を行ってあらず、民間開放済みである。		:B130057	厚生労働省	女性と仕事の未来館、運営事業	5130	5130B009	1	民間企業	9	女性と仕事の未来館、運営事業	現在、財団法人女性労働協会が委託を受けている「女性と仕事の未来館」運営業務を、広く民間に開放する	本施設は女性を対象にした総合的な職業相談、就業・就業支援等及び調査・研究活動を行っている。こうした業務に関する経験とノウハウについては民間企業に十分な蓄積があり、また、これらの分野は女性向けに専らに民間委託によって成功を収めているものもあるため、市場化テストの導入により、運営の効率化とサービスの向上の効果が期待できると考えられる。この際、厚生労働省、指定した事業者及び専門性の高い人材確保の必要性から競争入札の形式になじまず、随時契約での委託を採用したとしても、本施設の運営にあたり当該法人による提供しえない高度に専門的なスキルやノウハウが存在するとは想定し難く、安定的な運営確保については一定の契約期間を設けることなどでも担保できることから、この理由に基づき競争入札になじまないとする必要はないと見られる。	民間の運営ノウハウによる、女性を対象にした総合的な職業サービスの充実	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第16条第1項第4号	介護労働者能力開発事業は、指定法人たる介護労働安定センターのみが実施している。	-	-	現行における急速な高齢化の進展等に伴い、介護従事者に対する労働力の需要が拡大していることに加え、介護労働者について、その雇用管理の改善、能力開発及び向上等に資する措置を講ずることにより、介護関係事業にも労働力の確保に資するとともに、介護労働者の雇用の改善を図ることとしており、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第16条第1項第4号に基づき、厚生労働大臣は、財団法人介護労働安定センターを指定して、介護労働者の雇用の改善を図るための当該事業を行うこととしている。		B130058	厚生労働省	介護労働者能力開発事業	5130	5130B012	1	民間企業	12	介護労働者能力開発事業	現在、財団法人介護労働安定センターに委託されている「介護労働者能力開発事業」を市場化テストの対象とする	本事業は、指定された対象者に無料でホームヘルパー(2級)育成講習を行うというものであり、現行「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく指定法人である当該法人に委託されている。しかし、民間事業者の受託する内容のホームヘルパー講習の価格と比べて人あたりの1.5倍の費用がかかっており、有効率が著しい。こうした事業は既に多く民間で実施されており、費用面からも効率化が見込めることから、本事業に係る指定法人制度を撤廃し、市場化テスト事業の対象とすることを望ましい。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と内容の見直し	
	高齢期雇用就業支援コーナ－は、労働者が高齢期における職業生活の設計を容易にするため、在職者を中心とした中高年齢者に対し、必要な指導、助言や各般の援助を行うとともに、事業主による再就職援助・退職準備援助の促進を図り、もって労働者の高齢期における職業生活の充実に資することを目的として、在職者、事業主等に対する相談援助、研修・講習、情報提供、交流会を行っている。	C.e		高齢期雇用就業支援コーナ－は、高齢・障害者雇用支援機構の業務であるが、業務の実施については、同機構が高齢者雇用問題に関するノウハウ等を蓄積し、当該業務を適切かつ確実に行うことができる法人と委託契約を締結し、執行するものである。独立行政法人制度の趣旨にかんがみ、民間委託やその範囲に判断すべきことである。市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えられる。		B130059	厚生労働省	高齢期雇用就業支援コーナ－運営事業	5130	5130B013	1	民間企業	13	高齢期雇用就業支援コーナ－運営事業	現在、各都道府県の社団法人高齢者雇用開発協会に委託されている高齢期雇用就業支援コーナ－の運営事業を民間に開放する	本コーナ－は在職者を中心とした中高年齢者に対し、その高齢期における職業生活設計に必要な指導、援助の実施と、事業主による再就職援助、退職準備援助の促進を業務とする。こうした業務は得意企業が得意なノウハウを有し、公的施設においても特に民間委託による効果があげられている分野である。また、本コーナ－については特に民間委託の政策評価において業務見直し勧告が出されているが、利用可能時間等、指定された点についての改善は現在も向となされておらず、退職後の職業生活のあり方が懸念となっており、今後一律に随意契約とすることが適当とはいえない。	民間のノウハウを取り入れた、高齢期雇用就業支援サービスの向上	
	各種情報の提供及びワーキングホリデー制度利用者のフォローアップ調査の実施については、国の調査としては平成17年度限りとし、平成18年度以降は国の事業としては実施しない。	C		「各種情報の提供」及び「WH制度利用者のフォローアップ調査の実施」については、国の調査としては平成17年度限りとし、平成18年度以降は国の事業としては実施しない。		B130060	厚生労働省	勤労青少年国際交流促進事業	5130	5130B014	1	民間企業	14	勤労青少年国際交流促進事業	現在、社団法人日本ワーキング・ホリデー協会に委託されている。ワーキング・ホリデー制度に関する情報提供、職業紹介・求人開拓などのサービスについて民間への開放を図る	本事業は、ワーキング・ホリデー(以下WH)制度による各種情報の提供、職業紹介及び雇用情報の収集、労働条件等に関する実態調査の実施、WH制度利用者のフォローアップ調査の実施、そのほかについては、特に上記の事業については既に多数の民間団体、企業が同様のサービスを提供しており、そのノウハウや情報提供能力についても市場化テストの対象とするに当たり問題はない。情報提供の方で委託となしたことについては「市場化について正確かつ十分な情報を提供するところである法人との間で契約を締結する必要がある」という目的が達成を許さない場合である、という理由が示されているが、既に同様のサービス提供主体が多数存在することから、継続しないものとするに合理性はない。むしろ市場化テストにより広く民間に関するところで、サービスの向上が図られるものと考えられる。	ワーキングホリデー制度利用者に対する各種のサービスの充実	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 全基連本部に小規模事業場向けのモデル就業規則等を開発するための委員会を設置し、業種や業態に即したモデル就業規則の作成及び改定を行うとともに、その周知広報により、小規模事業場への就業規則の整備促進を図る。	d		ご指摘の事業について主体規制を行ってあらず、民間開放済みである。		:B130061	厚生労働省	労働条件自主的改善対策推進事業	5130	5130B015		1民間企業	15	労働条件自主的改善対策推進事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している。「労働条件自主的改善対策推進事業」を市場化テストの対象とする	本事業の内容はモデル就業規則の作成、各種統計情報の提供、の2点である。 例えば社会保険労務士や社会保険労務士法人のように専門知識を有するものであれば、これらのサービスを提供することは可能であり、他のサービスとの併用によって、より効果的な自主的改善対策を講じることができるようになると考える。 現在本事業は「継続・計画的な事業であるため」との理由から随時契約とされているが、継続的である統計情報については、単なる引継ぎを続けることで継続性・計画的性は担保され得ると考える。また、モデル採用に関しては継続性・計画的性を要するとは考えられない。よって本事業を随時契約として他業者の参入を招き入れる合理的理由は無い。適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。	専門士業者団体による複合的サービスの提供	
	労働条件コーチャーが新規起業事業場を訪問し、その実態に合わせて労働条件の管理等について、指導、助言及び情報提供を行う。	d		ご指摘の事業について主体規制を行ってあらず、民間開放済みである。		:B130062	厚生労働省	新規企業事業場労働条件整備サポート事業	5130	5130B016		1民間企業	16	新規企業事業場労働条件整備サポート事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している。「新規企業事業場労働条件整備サポート事業」を市場化テストの対象とする	本事業の内容は、「専門の担当者による労働条件管理等に係る助言・指導の実施」とされている。 これらのサービスは社会保険労務士や社会保険労務士法人のよりに、専門知識を有するものであれば提供可能であり、当該法人が単独で行うべきものではない。 現在、本事業は「継続・計画的な事業であるため」との理由から随時契約とされているが、本事業における助言や指導は、適切な時期に別々であることが重要な点であって、各期にわたり同一の者が提供することを求める種のサービスではないと考える。よって、随時契約とする合理的に欠ける。 適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。	専門士業者団体による複合的サービスの提供	
	全国20ヵ所に労働条件相談センターを設置し、労働条件アドバイザー及び労働条件相談専門家が助言・説明を行う。	d		ご指摘の事業について主体規制を行ってあらず、民間開放済みである。		:B130063	厚生労働省	労働条件相談センター事業	5130	5130B017		1民間企業	17	労働条件相談センター事業	現在、社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託、実施している。「労働条件相談センター事業」を市場化テストの対象とする	本事業の内容は「労働条件相談センターにおいて、専門の担当者による相談・指導を行う」とこととされているが、労働条件相談センターが当該法人でなければ提供できない合理的理由が無い。 例えば社会保険労務士や社会保険労務士法人のように、専門知識を有するものであればこれらのサービスを提供することは可能であり、他のサービスとの併用によって、より効果的な自主的改善対策を講じることができるようになると考える。 現在本事業は「継続・計画的な事業であるため」との理由から随時契約とされているが、キャリア交流プラザの例を見ても明らかのように、根拠業務であるから継続性が必要、というものは誤解であり、他業者の参入を拒否する理由にはなり得ない。 適正な競争が導入され、サービスの質の向上が期待されるという点においても、本事業は市場化テストの対象とすることが望ましい。	専門士業者団体による複合的サービスの提供	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	労働保険の適用促進を積極的に推進し、中小零細事業における未手続事業の解消を図るため、昭和62年度から社団法人全国労働保険事務組合連合会に適用促進業務を委託している。	d		現在社会保険と労働保険の徴収事務については一元化の取組を進めているところであるが、適用業務については、適用範囲の違い等の理由から互い連携は行わないこととする。また、ご指摘の労働保険の適用促進業務については主体規制を行っておらず、民間開放済みである。		:B130064	厚生労働省	労働保険と厚生年金保険の一括適用促進事業	5130	5130B019	1	民間企業	19	労働保険と厚生年金保険の一括適用促進事業	労働保険と厚生年金保険の適用促進事業を一元化し、市場化テストの対象とする	厚生年金保険と労働保険に関する事務は、それぞれ社会保険事務所と労働局で扱われてきたが、適用促進など両事務所への対応に関する業務が一元化される予定である。今般、厚生年金保険の適用促進事業については市場化テストの予行準備となったが、労働保険の適用促進事業は、現在随意契約により社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託されている。そこで、先行的にこれらの適用促進事業を一元的に市場化テスト事業の対象とすることにより、事業の一元化による効率的な業務モデルの構築を図るべきであると考え、厚生労働省の発案では、現行の委託は事業の継続性及び既設の投資が確保できないためであるとされているが、厚生年金保険の例があることからその投資が確保を許さないものとは見なさない。今後の更ましい効率化の推進に資するためにも、一括して市場化テストの対象とすべきである。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	
	職業安定法第5条第3号において、無料の職業紹介事業を政府の業務として行うことが規定されており、同法第8条において、公共職業安定所が、職業紹介、職業指導等の業務を行うことが規定されている。その他、職業安定法第2章、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等において、国又は公共職業安定所が行うべき職業紹介業務が規定されている。	c		東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークについては、セーフティネットとしての職業紹介事業を行うハローワークの組織であり、ハローワークの行う職業紹介事業については、憲法に規定される勤労権の保障や、0第88号条約を遵守する観点から、全面的なネットワークにより国が直接実施する必要がある。		:B130065	厚生労働省	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークの全業務を市場化テストの対象事業とすること	5130	5130B020	1	民間企業	20	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークの全業務を市場化テストの対象事業とすること	東京ヤングハローワーク及び大阪ユースハローワークが実施している全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行のヤングハローワーク(ユースハローワーク)は、若年者にとって魅力となるサービスを充分提供しきれておらず、集客力も弱い。ジョブカフェの運営などで民間の職業紹介事業者が経験とノウハウを蓄積してきた。また、ヤングハローワークやユースハローワークについても、民間にその運営を委ねていくべきである。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	
	職業能力開発促進法第16条第1項、第9条、雇用保険法第63条第1項第2号及び第3項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第7号	c		独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の在り方については、中期目標の期間の終了時(平成19年度末)において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき(手続きの下、)法人の業務全般にわたる検討を行った上で、必要に応じ、決するべきである。		:B130066	厚生労働省	ポリテクセンターの全業務を市場化テストの対象事業とすること	5130	5130B021	1	民間企業	21	ポリテクセンターの全業務を市場化テストの対象事業とすること	現在雇用・能力開発機構の運営しているポリテクセンター(職業能力開発促進センター)の全業務を市場化テストの対象とすることを提案いたします。	現行の公共職業訓練施設は、稼働率が低くコスト・非効率な運営を行っている。訓練内容が労働者や企業ニーズに充分対応できていない。訓練と紹介が一元化されておらず効率的なマッチングができていない。訓練費用や失業保険の訓練延長給付といった手厚い補助が公共職業訓練施設の外備置しているため、民間教育訓練機関の事業を圧迫している。といった問題を有しています。そこで、公共職業訓練施設の全業務を、ノウハウを有する民間事業者が包括的に委託することにより、訓練の効率的・効果的実施とコスト削減を図っていくべきと考えます。	民間のノウハウを活かした業務の効率化と望ましい業務モデルの構築	